

平成 27 年 8 月 20 日

第 8 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 8 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 7 年 8 月 2 0 日 (木)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 9	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	5 0	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	5 1	農地法第 3 条許可申請について
5	5 2	農地法第 5 条許可申請について
6	5 3	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8 月 20 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 27 年第 8 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

13 番畑野委員，2 番中村委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について，事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2 号議案第 49 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 28 号，農事組合法人〇〇〇〇は〇〇町の茶専門型の認定農家で経営面積は 1,375a，作付面積は 1,296a でございます。

農業労働力は常時雇 1 人，臨時雇 7 名でございます。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載，〇〇地区，名簿登録番号 28 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 49 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 3 号議案第 50 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

申請場所は4-51-21になります。

申請地、〇〇町〇〇は、〇〇〇〇茶工場から南西167mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段

の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号22号

整理番号22号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、2,717㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、80歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、会社員兼農業、64歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄にあたります。

整理番号22号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号22号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請場所は4-51-22になります。

申請地、〇〇町〇〇は、〇〇〇〇茶工場から東側136mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号23号

整理番号23号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、1,917㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、医師兼農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号23号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号23号の申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇病院から東側道路向かいに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号24号

整理番号24号の申請地は、〇〇〇〇〇〇番〇、畑、741㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、93歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、79歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の交換ということであります。

整理番号24号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号24号の申請地については11ページに掲載してあります。

申請地、〇〇〇〇〇〇番〇は、〇〇から西側295mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上説明を終わります。

議長 次に調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 21 号及び 22 号を、中原委員にお願いします。

5 番（中原委員）整理番号 21 号について報告いたします。

8 月 9 日、譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと、現地確認を行ないました。
譲受人は〇〇集落内の茶農家です。

譲渡人と譲受人は 20 年前農地の交換で今回登記のための申請ということでした。

申請地は、〇〇〇〇より北西へ約 60m に位置しています。

東側は道、西側は茶畑、南側は茶畑です。北側も茶畑です。

申請地は茶畑として利用しており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われま

す。整理番号 22 号について報告いたします。

8 月 9 日、譲受人の〇〇〇〇の立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落の会社員兼農家です。

譲渡人と譲受人は兄弟であります。

受贈であります。

申請は〇〇〇〇より南に 130m くらいの位置に位置しています。

東側は茶畑、南側は茅畑で、北側は茶畑です。

昨年まで茶畑としていましたが、現在は野菜を植えつける耕作準備地ということで茶は抜根されておりました。

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われま

す。以上です。

議長 続きまして、整理番号 23 号を、俵積田広昭委員にお願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 23 号について報告いたします。

8 月 7 日、譲受人〇〇〇〇様代理人〇〇様立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は枕崎市に居住する医師件農業者であり、妻と農業に従事しております。

申請地は〇〇町の社会福祉法人〇〇病院の駐車場東側隣です。

周辺は東側市道、西側〇〇病院の駐車場、南側と北側は甘しょ畑となっております。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 続きますして、整理番号 24 号を、俵積田義信委員にお願いします。

11 番（俵積田義信委員）整理番号 24 号について報告いたします。

調査日は8月の10日、立会いは申請者の〇〇〇〇さん。

譲受人は〇〇〇〇さん、79歳、譲渡人は〇〇〇〇さん、93歳。兄弟になります。

場所は〇〇の北西約300m、〇〇集落と〇〇〇〇の間くらいに位置しております。

当地は、昭和25年頃から譲受人が甘しょ畑として耕作しております。

現在も甘しょを植えてあります。

北西側は甘しょ畑、東側は市道、南側は杉山。

取得後も甘しょ畑として利用するということで、周辺の農地等に影響はありません。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号21号から24号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号27号

整理番号27号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、360㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、看護師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいで狭いため、祖父より土地を譲渡してもらい、家を建てるため。」とのことです。

申請地は14ページに掲載してあります。

〇〇公民館から南西側約100mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は360㎡で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び東側は畑、西側は雑種地、南側は宅地です。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

北側及び南側境界には、ブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も合併浄化槽で処理後南側道路側溝に排水する計画です。

建物は高さ10mの二階建てであり、農地境界より1.2m程度控えて建築し、隣地所有者にも承諾を得たうえで、日照通風等支障を及ぼさないように計画します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号28号

整理番号28号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、333㎡外1筆合計469㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、市営住宅住まいの為、自分の家を持ちたく申請します。」とのことです。

申請地は、16ページに掲載してあります。

〇〇〇〇グラウンド・南側駐車場より東側約50mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が6戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は469㎡で問題のないものと思われます。

申請地西側は転用許可済みの畑、南側は市道、北側は不耕作の畑、東側は譲渡人の畑及び宅地です。

一般住宅への転用にあたり、現況のまま整地し、北側及び東側農地境界には擁壁を設置し、西側境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは3.8mの平屋であり、農地より2.0m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び南側の既存の排水管より側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も合併浄化槽で処理後南側市道側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 27 号を中原委員にお願いします。

5 番（中原委員）日程第 5 号議案第 52 号農地法 5 条許可申請について、整理番号 27 号は私、28 は畑野委員が報告いたします。

8 月 10 日、前原さんの案内で畑野委員、私と三人で現地確認を行ないました。

申請地は〇〇町〇〇番地、〇〇公民館の東側 100m ぐらいに位置しています。

転用目的は一般住宅です。

北側は畑、西側と南側は住宅になっております。東側は農地です。

北側に農地がありますが、所有者の同意が得られているということで、造成工事排水等の被害防除計画も適正であり、周辺農地に被害を及ぼすこともないため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 整理番号 28 号を、畑野委員、お願いします。

13 番（畑野委員）整理番号 28 号について報告いたします。

調査日、調査員については先の 27 号と同じです。

立会いにつきましては塩屋事務所の方が立会いをされました。

申請地は〇〇グラウンド下の駐車場より東へ約 50m に位置しておりまして、南側は市道、西側は 5 条許可済の土地、東側は宅地と売主の畑です。北側は不耕作の畑でございます。

土留めといたしましては、東側の畑と北側の畑の境界には約 2m の L 型擁壁をする計画で、西側の境界はブロック積みをする計画です。

汚水、生活排水は合併浄化槽にて雨水については水路へ放流するとのことでした。

建物については、平屋建てということで、日照通風なんら支障の無いものと思われ、妥当な申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8 番（城森委員）整理番号の 27 番なんですけど、ここは下水道はきてなかった、処理

が合併浄化槽になってるんですけど、下水道はきてなかったですかね。

事務局 一応都市計画用途地域ということで、下水道の本管が配置される予定ではありますけども、まだその申請地にはそこまで敷設されていないということで、仮に合併浄化槽を敷設して本管が敷設された時点で下水道に切り替えられるように

補助管を追加で工事をするということで聞いております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

事務局 計画は入っていますよね、ここね。

ただまだ工事がきてないから、微妙な、逆にもっと遅れられれば下水道にそのまま繋げばいいんですけどね。

微妙なところだと思います。

議長 ほかにありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号27号及び28号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は17ページ18ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号130号から140号で利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外10名で、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外12名で、設定面積は、畑が21筆で14,610㎡でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号130号から140号については、原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 53 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、9 月 10 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 30 分閉会